

1 日 時 令和5年4月27日（木） 10時00分～11時00分

2 場 所 十勝総合振興局 地下1階地下会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

副部長	谷 昌幸	(帯広畜産大学 グローバルアグロメディシン研究センター教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	金子 ゆかり	((有) 金子設計事務所 専務取締役 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社) 帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	正保 里恵子	(帯広大谷短期大学介護福祉専攻教授)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	青木 鐘三
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	田中 宏治
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	吉岡 詠那

4 傍聴者 0名

5 審議事項

- ・ 「スーパーセンタートライアル幕別店」(幕別町)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

「スーパーセンタートライアル幕別店」(幕別町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 出入口①と②の幅について

- ・ 出入口①と②の幅について、店舗側の8メートルでの申請に対し、帯広建設管理部は出入口1は規定通り6.4メートル、出入口②は8メートルということだが、この規定の根拠は。

平成14年3月12日 建設部長通知にて、車両乗り入れ部の幅についての基準を設けており、普通貨物自動車の乗り入れ部の幅については、縁石8本、6.4mと決められている。乗り入れ部の幅が広いと、スピードを出したまま入庫する恐れや、歩行者が車両と交錯する距離が長くなることから幅の制限を設けているものとのこと。

○ 店舗と周辺の照明について

- ・ 今回の施設は西側に緩衝帯があり、町道側に街灯が多いということもなく、道路が暗いことが想定されるため、安全対策を含めた照明の設置等について検討しているか。

出入口の確認が出来る明るさのLED照明を、各出入口の看板上部や駐車場の外灯に設置。

○ 交通整理員について

- ・ 届出書内の交通整理員の数について、届出書P-154などでは交通整理員の配置は「4名」となっているが、資料7-1施設配置図の右下には「6名」と記載しており、図面内の交通整理員配置場所も6カ所となっているが、どちらが正しい数か。

6名配置が正しい数である。

○ 右折出庫について

- ・ 出入口②からの右折出庫が発生しないように対策を徹底するよう公安から指示があるとのことですが、具体的にどういった対策を行うのか。

添付資料のとおり駐車場の出口に右折禁止の看板サインを設置。

○ 店舗の従業員数について

- ・本施設において予定されている従業員数は何人か。

約 200 名。なお一度に店舗に集まる人数は 50 名程度の予定。

○ 夜間の除雪について

- ・夜間帯（PM10:00～AM6:00）の除排雪はしないと届出書に記載してあるが、24 時間営業ということで、夜間帯に大雪が降った際の除排雪についてどのような対応を検討しているか。

基本的には AM6:00～PM10:00 の実施を考えているが、積雪の状態とお客様の安全を踏まえ、臨機応変な対応を考えている。場合によっては、深夜帯の除雪を行うことも考えられるが、必要最低限にとどめることを確認。

○ 出入口の舗装構造について車両について

- ・各出入口（1, 2, 3）について、重車両対応の舗装構造になっているか。

町道側は重車両タイプ、道道側は一般車両タイプの路盤構成と確認。

○ 周辺道路の速度規制について

- ・道道及び町道の速度規制について何キロか

店舗南側の道道は60キロ、町道については60キロ、東側のみずほ通り（道道151）は40キロが制限速度になっている。ちなみに、出入口③の緩衝帯については建物側から道路側に向かって、もともと3列立っていた木が道路側の1列を伐採して2列になっており町道の見通しがよくなっていたことを確認。

イ 質疑・確認

(副部会長)

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

(A 委員)

2、3 日前に通ったときに北側のみずほ道路から町道に入っていくと少し高低差のある坂になっており道幅が広くないのでスピードを出しづらい道路状況だと感じた。ただ、出入口③の緩衝帯の角のところは木が伐採され見通しが良いと思うが、冬の除雪の際に角のところに雪を堆積すると駐車場出入口の幅や道路の幅がせまくなると感じた。町道側から店舗に入る車は減速すると思うが、そのまま道道に出ようとする車との衝突の危険性があるため出入口付近に雪を堆積しないようお願いしたい。出入口①の幅も除雪をしっかりとすれば左折出庫しかできないので幅の広さについて理解した。

(事務局)

届出書で駐車場の北側に雪の堆積場を設けることとなっているが、改めて設置者には駐車場出入口付近に雪を堆積しないよう伝えたい。

(副部長会)

その他、いかがでしょうか。

(B 委員)

事務局で事前に確認していた駐車場内のペイントについてはどうなったのか。

(事務局)

設置者から届出書の図に記載しているとおり一時停止線は設けるが、横断歩道は道内に限らず道外の店舗と同じく設けることは現時点では検討していないとの回答であった。ただ、この審議会でも駐車場内の歩行者の安全対策については従前から議論していたところであったため、道から国に対して設置者はどの程度までの駐車場内の歩行者の安全に配慮すべきか照会をしているので回答を得しだい審議会で説明させていただく。

(副部会長)

今回の答申では無理ですが、北海道は本州と違って土地が広いので駐車場内に歩行者優先の道路を

作るといったモデルケースができると審議会をやっていてよかったと感じられると思う。今回の答申でないが毎回出ている案件なのでいい方向に実現できたらと思う。
その他、いかがでしょうか。

(C 委員)

毎回お伝えしているが、従業員の駐車場が雪の堆積場となっているので従業員の駐車スペースが十分に確保できるよう配慮をお願いしたい。

(副部長)

届出書の図だと従業員の駐車場数は 88 台で堆積用は 68 台分を含むようになっており差し引きすると 20 台分しか残らなくなる。ただ、先ほどの説明では従業員は常時 50 名ほどで 1 人 1 台と考えると数字に矛盾が生じると思う。北海道は雪が多いので雪を堆積する場所をしっかりと考えてもらうよう設置者にお伝え願う。

(事務局)

承知した。

(副部長)

その他、いかがでしょうか。

(D 委員)

帯広にある同店舗は夕方が混んでいるが、この幕別の店舗は帯広市内に数多くのスーパーがあるのでここに人が集中することはあまり想定されないのではと思い、前回の審議会で照明のことについて質問をした。そのため自転車などで行く場合、道路の照明だけでは不安だったが、今回の説明で照明の部分は大丈夫ではないかと感じた。また、先ほどから出ている除雪については店舗が大きいので周辺の道路も気にしていく必要があると思い意見していた。設置者側も事前説明で出た質問について親身に回答いただいていると感じた。

(副部長)

ありがとうございます。

私は出入口②の右折出庫は禁止にしているのかと感じた。店舗から帯広市内に帰るときは出入口③からの右折になるが、町道の除雪具合によっては出入口③よりも出入口②からの右折出庫が生じるのではないか。出入口②の右折入庫はいいのに出庫ができないのは混乱が生じると思うので右折出庫もありの気がする。審議会としては、開店してしばらくした後に出入口②からの右折出庫の割合の確認を事務局をお願いしたい。

(事務局)

承知した。

届出書でも帯広方面の来店が一番多いようになっており、出入口③からの帰りが一番多いと感じたので設置者に確認を行ったところ、基本的には出入口③からの右折で対応するが混雑状況によっては帯広に帰る場合は出入口①や②から左折して交差点を右折して帰ってもらうようオープン時のチラシ等で導線を周知していくとの回答であった。周知しても気づかないお客さんがいるかもしれないのでオープン後近くに行った際は確認してみる。

(A 委員)

店舗の北側に大きく立派な公園があり、これからの季節人や車の通りが多くなると思う。出入口③から道道への道が混んでいると私自身店舗に立ち寄って帯広方面に行く場合は出入口①・②から左折して交差点を右折するか、左折して町道側から行くか悩みどころ。本当は出入口②から右折出庫ができればありがたいと思う。また、店舗の西側の道道から店舗に向かって坂になっており今までは企業の事務所が多く交差点まではスピードを出している車が多いイメージがある。常時車が通る場所ではないと思うが出入口③を左折し町道から道道への右折は怖い印象。

(事務局)

店舗ができると道路を走る車の状況も変わってくると思うので、出入口②からの右折出庫車両の確認と合わせて出庫経路の検討についても必要に応じて設置者にお伝えする。

(D 委員)

届出書の図をみると出入口①から左折したあとすぐに道路の中央分離帯がない箇所があり、そこでU

ターンをする又は信号でUターンをする車が発生するのではないかと思う。それならば出入口②を右折禁止にしなくても変わらないのではないかと。警察が禁止にとっているので仕方がないが。

(副部会長)

私もそこは気になっていた。出入口③から出て右折するのと出入口②から右折するのは同じことではと思う。出入口②からの右折を可能にして右折出庫を分散させた方が逆に安全な気がする。警察が禁止にとっているので仕方がないが。おそらく右折出庫の取扱いは、本州のような片側1車線の道路で店舗への右折入出庫をすると大渋滞を生む話と北海道の片側2車線あって交通量が少ない道路とは切り離して考えないといけないと思う。本州では右折入出庫を禁止するために道路のセンターにポールなどを設置して物理的に右折できないようにしている。これは北海道では実効性がなくなってくると思うので、事務局で右折出庫の確認をお願いしたい。

(副部会長)

他にご意見等はあるか。

出入口の幅は本来は6.4mが正しくて、8mは幅を取りすぎているという認識でいいか。

(事務局)

6.4mが正しくて8mは例外という扱いである。

(副部会長)

今回は8mは大丈夫ということか。

(事務局)

今回は出入口②について8mで問題ない。

(副部会長)

別の店舗で車道側は6.4mあるが歩道側の幅は6.4mを下回っており、出庫する車がいると左折して入庫しようとする車の列ができる場面がある。また、その道路は片側2車線なため左折する車を追い越そうとする後続車と出庫する車が衝突しかねないことがある。車体が大きい車が増えてきていることや、高齢者ドライバーが増えてくるので、これからの駐車場出入口の幅は広い方がスムーズに動いていいのではないかと。狭い出入口だと少し雪があるだけですれ違えずスタックしてより危険になりかない。

(A 委員)

出入口の幅が広いと歩行者が危険にさらされるので6.4mという決まりはわかるのだが、出入口の幅が狭いと雪などの陰から急に歩行者が出てくる方がぶつかる危険性が高く危ないと思う。幅を広くしたからといって入出庫する際にスピードを出すとは思わない。歩く距離が短くなるのは大事だが、幅は8mでもいいと思う。

(C 委員)

6.4mは原則なので決して狭い方ではないと思うが広げていいのではと思う。

(副部会長)

この審議会でやった案件で出入りが上手く出来ていない店舗があって、左折待ちをしている車で詰ってしまい後続車がイライラしてスピードを出し追い越しをするのを見ると危ないと感じている。我々は審議委員であると同時に一市民でもある。答申で終わるのではなくてオープン後、円滑に運用出来ているのかといった周辺環境の確認も審議会の仕事だと思うのでぜひお願いしたい。

(D 委員)

先ほど副部会長がおっしゃっていた店舗の駐車場は、敷地が広く同じ敷地内の別の店舗に行くときも駐車場の中を車で移動しているが駐車場内に段差があり使いづらく、東側の駐車場出入口も使い勝手が悪いと別の店舗に行く際に駐車場内を回って向かわないといけない。これは図面上では感じ取れない。

(副部会長)

駐車場内を導線に従って運転していると平面自走式のため駐車スペースを突っ切って車がいてぶつかりそうになる。図面や数字のみではなく実際に見て安全を確保していくことが大事。

(C 委員)

ルールとして決まっているものも、使い勝手としては危険な場面はあると答申とは別に設置者に伝えておかないといけないのではないか。

(副部会長)

答申としてはそのまま通ると思うが、除排雪の話が1点あったこと、今回は駐車場内の歩行者帯を設置しないとのことであったが、今後は設置者に歩行者帯を設置してもらう機運をこの審議会を通して国に求めていくこと、また今回の駐車場出入口②からの右折出庫車両の有無、出入口③を左折し町道から道道への右折の安全性の事後確認、この3点をお願いしたい。運用が出来ていないのであれば設置者に申し入れいただきたい。この結果を今後の審議会で報告いただきたい。それで委員の皆様よろしいだろうか。

(委員全員)

<意見なし>

(副部会長)

それでは今回の届出について部会として答申にあたり事務局から答申案の説明を求む。

(事務局)

<答申案読み上げ>

(副部会長)

答申案について、ご意見等はあるか。

(委員全員)

<意見なし>

(副部会長)

それでは、答申はこの内容としたい。

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり